

秋田、昭48不3の2、昭50.1.10

命 令 書

申立人 秋田相互銀行労働組合

被申立人 株式会社 秋田相互銀行

主 文

1 被申立人は、下記の文書を本命令交付の日から5日以内に申立人に手交しなければならない。

記

会社は、昭和48年4月23日付で貴労組執行委員長A1および同副委員長A2に対してなした懲戒処分ならびに同年4月27日付で同書記長A3に対してなした懲戒処分が、この3名および貴労組に対する不当労働行為であったことを認め、今後かかる行為はいたしません。

以上、秋田県地方労働委員会の命令により誓約します。

昭和 年 月 日

秋田相互銀行労働組合

執行委員長 A1 殿

株式会社 秋田相互銀行

取締役社長 B1

2 申立人のその余の請求は棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人株式会社秋田相互銀行（以下「銀行」という。）は、肩書地に本店を置き、県内外に40支店を設けて金融業を営んでおり、昭和48年4月当時の従業員数は884名である。

(2) 申立人秋田相互銀行労働組合（以下「労組」という。）は、銀行の従業員をもって組織する労働組合であり、本件申立時（昭和48年5月10日）の組合員数は31名である。

なお、銀行には労組のほかに秋田相互銀行従業員組合（以下「従組」という。）がある。

2 昭和48年春闘における労組の4月17日の抗議行動に至るまでの経緯について

(1) 昭和48年3月11日労組は、臨時大会を開催して賃上げ等の春闘諸要求を決定し、春闘に関する争議権を確立するとともに、3月13日、回答期限を3月26日に指定した春闘要求書を銀行に提出した。

(2) その後労組は、春闘諸要求に関する団体交渉の開催を3月20日および3月23日に、また春闘諸要求とあわせてA4（以下「A4」という。）の業務上傷病（頸腕症候群）に関する療養補償についての団体交渉の開催を3月26日、3月27日、4月10日、4月12日および4月16日に、それぞれ銀行に申し入れたが、団体交渉は開催されるに至らなかった。

(3) 3月23日前記団体交渉開催の申し入れの際、労組書記長A3（以下「A3」という。）は、総合企画部主任調査役B2（同人は4月12日頃人事担当課長になった。以下「B2課長」という。）と会い、団体交渉メンバー等について話し合った。席上B2課長は、今回の春闘諸要求に関する団体交渉の銀行側メンバーは、総合企画部長B3（以下「B3部長」という。）とB2課長である旨を明らかにしたが、これに対しA3は、B3部

長はいわゆる重役でないので、重役の出席しない団体交渉の開催について難色を示した。翌3月24日もA3は、B2課長と団体交渉メンバーについて話し合い、同様の意向を伝えた。

(4) 3月28日銀行は、前記3月27日の労組の申し入れに応じて団体交渉を開くことになり、B3部長およびB2課長を出席させた。労組は、従前から団体交渉メンバーに重役を含めることを基本的 requirementとしていること、春闘諸要求等の重要な議題に関する団体交渉には重役が出席していたこと、B3部長は重役ではなく、かつ1月に総合企画部長に就任したばかりで、団体交渉の経験がないことおよび既に3月20日に行なわれた従組との団体交渉には、取締役B4（以下「B4取締役」という。）が出席していることを理由に、重役の出席を求め、今後重役の出席について銀行が配慮するのであれば、この場を事務折衝に切り換えて、当面の緊急を要するA4の業務上傷病の取り扱いについて話し合いたい旨の提案をした。

しかし、B3部長およびB2課長はこれを拒否したため、結局当日の団体交渉は行なわれなかった。

(5) その後3月29日、4月2日および4月3日にA3は、B2課長と会い、団体交渉メンバーについて話し合ったが進展が見られなかつたため、4月4日労組は、中央闘争委員会を開き、4月9日以降すみやかに争議通告を行ない、争議体制を確立することを決定するとともに、去る3月24日開いた中央闘争委員会で決定された春闘戦術の一環として4月17日に予定している春闘決起集会までに、銀行が団体交渉メンバーについて誠意を見せなければ、当日労務に関する実質的権限を有する専務取締役B1（以下「B1専務」という。）に面会を求め、団体交渉遅延の抗議と、重役が出席する団体交渉の早急な開催を要求すること（以下これを「抗議行動」という。）を決定した。

なお、労組の争議通告は、4月10日に行なわれた。

(6) 4月12日および4月16日の前記団体交渉開催の申し入れの際にも、A3は、B2課長と団体交渉メンバーについて話し合ったが、やはり進展はなかった。4月16日においては、A3が午後に日時を翌4月17日午後1時に指定した団体交渉開催の申入書をB2課長に手交し、銀行も午後4時半頃、(ア)銀行側の団体交渉メンバーはB3部長およびB2課長である、(イ)労組が団体交渉メンバーに重役を加えることに固執するのは遺憾である、(ウ)4月10日の申し入れに係る翌4月11日の団体交渉開催期日に書記局が不在であったので、今後注意されたい旨を記した「団体交渉についての申入書」をA3に手交した。また、同日午後5時から午後6時までの間A3とB2課長は、団体交渉メンバーについて再び話し合ったが、B2課長は、4月17日の団体交渉は、組合側メンバーが同日開催予定の集会に指名リストで参加するのであれば、賃金カットに関する給与支給手続上の理由から、開催は困難である旨を述べた。

(7) 一方銀行は、春闘諸要求に関する従組との団体交渉を3月20日から4月15日に至るまで4回行なっており、3月20日の第1回団体交渉には、銀行側団体交渉メンバーとしてB4取締役が出席していた。

3 昭和48年4月17日における労組の抗議行動について

(1) 昭和48年4月17日労組執行委員長A1（以下「A1」という。）、同副委員長A2（以下「A2」という。）およびA3とその他の労組組合員は、当時専従休職中であったA3を除いて全員有給休暇をとり、正午から午後1時10分前頃まで銀行本店前において、支援団体の応援を得て、予定通り春闘決起集会を開いた。この集会において、労組は、集会終了後抗議行動をすることを決定した。

(2) 集会終了後三役（A1、A2およびA3をいう。以下同じ。）および労組組合員計20数名は、いったん銀行の構内にある組合事務所に戻り、腕

章および鉢巻をはずして通常の服装になったのち、A 1 を先頭にして午後 1 時に組合事務所を出発し、本店正面横の従業員通用口を通って本店 2 階にある重役室に行った。

- (3) その時重役室には、B 1 専務と常務取締役 B 5（以下「B 5 常務」という。）がおり、それぞれ自分の席に着いておった。また、重役室入口付近の廊下には、受付があり、女子従業員 1 名がいた。

三役および労組組合員は、受付で B 1 専務が在室していることを聞き、「それではお邪魔します」と言って、そのまま受付の前を通り、三役および労組組合員 5、6 名が、他の労組組合員を廊下に残して、重役室の中に入った。

- (4) 重役室の中に入った三役および労組組合員は、B 1 専務の机の前に進み、B 1 専務に団体交渉遅延に対する抗議と重役が出席する団体交渉の早期開催について要求し、そのための交渉を迫った。これに対し、B 1 専務は、団体交渉は B 3 部長に任せているので、B 3 部長と団体交渉するようになると、重役室から「出てゆけ」、「出てゆきなさい」と言った。B 1 専務と三役および労組組合員が押し問答をしているうちに、B 3 部長および B 2 課長も重役室に入ってきて、「B 1 専務は執務中なので、この場はひとまず引き取ってくれ」との旨を言い、同様に三役および労組組合員の退去を求めた。

- (5) B 1 専務は、再三退去を求めたのに三役および労組組合員が容易に出て行かないのを見て、自ら室外に出た。

三役および労組組合員は、これを黙って見送ったが、B 1 専務が室外に去ると、B 5 常務の前に行き、同様に団体交渉開催に関する交渉を求めたところ、B 5 常務は集団による交渉は嫌いであると言い、結局 A 1 と B 5 常務とが 1 対 1 で話し合うことになった。そして午後 1 時 20 分頃 A 1 を残して全員重役室から退去した。

A 1 と B 5 常務は、室内の応接セットに座り話しをしようとしたところ、B 1 専務が戻ってきて、「出てゆきなさい」と言った。

- (6) このため A 1 と B 5 常務は、重役室から出て、隣接の応接室に入って会談したが、その内容は、当日の労組の抗議行動に関するものであった。席上 A 1 は、前記の 4 月 16 日付の銀行の「団体交渉についての申入書」に対する労組の回答書を手交しようとしたが、B 5 常務は、担当外であることを理由に、これを拒否した。

午後 1 時 30 分頃 A 1 は、応接室から退去したが、途中総合企画部に寄って前記回答書を置いてきた。

4 三役に対する懲戒処分とその前後の状況について

- (1) 労組は、昭和 48 年 4 月 18 日、4 月 23 日および 4 月 24 日にそれぞれ団体交渉開催の申し入れをしたが、いずれも開催するに至らなかった。

一方銀行は、4 月 18 日従組と第 5 回団体交渉を行なって、賃上げについて回答をし、翌 4 月 19 日の第 6 回団体交渉において、基本給等について双方妥結をした。

- (2) 4 月 21 日銀行は、4 月 17 日における労組の行動に対し、「当日の行動は如何なるこじつけも許す余地のない明らかな業務妨害行為という他なく、銀行はここに厳重抗議するとともに、これにともなう責任は貴労組にあることを付言するものである」旨の抗議書を労組に出した。

- (3) 4 月 24 日銀行は、A 1 および A 2 に対して、電話で減俸の懲戒処分にする旨を通告するとともに、4 月 23 日付の処分辞令をメールカードで両名に送付した。

また、A 3 に対しては、銀行は、同人を呼び出し、同じく減俸の懲戒処分を通告のうえ、処分辞令を手交しようとしたが、同人はこれを拒否したため、4 月 27 日に同日付の処分通知書を内容証明郵便によって同人に送付した。

(4) この処分辞令の内容は、三役いずれも同一であって、次のようなものである。

「貴殿は昭和48年4月17日本店前における全員集会終了後、組合員20数名を指導して役員室に闖入し、午後1時頃より同1時30分頃までの間再三再四にわたる退去命令を聞き入れず、B1専務の業務を妨害しつづけたものであり、本来組合役員であるものは労組員らのかかる言動を静止する立場にあるべきにもかかわらず、自ら率先指導した行動はきわめて悪質というほかないものである。

よって、就業規則第83条3、17項により、同規則第81条2(2)を適用し減俸処分とする。」

なお、処分辞令において示している就業規則の適用条項は、次のとおりである。

第83条（懲戒解雇事由）

次の各号の事由を懲戒解雇事由とし、職員の言動がそのいずれかに該当するときは懲戒解雇処分を行なう。

ただし、情状により諭旨解雇、降職、降格、昇給停止、出勤停止、減給にとどめることがある。

1、2（略）

3 故意に銀行の業務を妨げる行為があったとき

4～16（略）

17 第11条により立入禁止または退去命令を受けこれに従わないと
き

18～20（略）

第81条（懲戒方法）

1 銀行は、懲戒事由に該当する事実について事情調査のうえ処分を決定する。

この処分決定に至るまで、該当する者を勤務させないことがある。

2 懲戒は次の方法により行なう。

ただし、情状により訓戒に止めるか、または処分内容を減じることがある。

(1) (略)

(2) 減給は始末書等をとり、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えず、1カ月の総額が給与月額の10分の1以内の額を減額して将来を戒しめる。

(3)～(7) (略)

3 始末書または銀行の求める顛末書等の提出を拒んだときは、それを省略することができる。

第11条（立入禁止または退去命令）

銀行は、次の各号に該当するとき、銀行への立入を禁止しまたは銀行外へ退去を命ずることができる。

- 1 行内の風紀または秩序を紊し、業務を妨害し、もしくはそのおそれありと認めたとき
- 2 酒気をおびて就業に不適当と認めたとき
- 3 凶器、その他業務に必要のない危険物を携行するとき
- 4 出勤停止中のとき
- 5 労働安全衛生規則により就業を禁止されたとき
- 6 業務に専念なく、上長の許可を受けず終業後みだりに行内にとどまるとき
- 7 その他、銀行が必要と認めたとき

(5) 5月2日銀行は、春闘諸要求について労組に回答した。労組は、同日前記銀行の4月23日付抗議書および三役の懲戒処分に対する抗議文を銀

行に出すとともに、団体交渉の開催を申し入れ、また、5月9日には、春闘諸要求に加えて三役の懲戒処分に関する団体交渉の開催を銀行に申し入れた。

しかし、結局本件申立のあった5月10日までに労組と銀行との団体交渉は、全く開催されなかった。

(6) なお、本件は、団体交渉の拒否と三役に対する懲戒処分に関する救済申立であったが、5月28日の第1回審問期日において、審問がこの二つに分離され、前者の団体交渉拒否事件（昭和48年（不）第3号の1分離事件）については、6月5日に次の内容の和解が成立し、同日付でその申立は取り下げられた。

- 1 組合は、従来どおり会社の総合企画部長及び総合企画部人事担当課長並びに会社が認めた者と団体交渉を行なうことを確認する。
- 2 会社は、業務上の都合を考慮しながら誠意をもって取締役であるB 6前総合企画部長を、今後団体交渉に出席させる。
- 3 今後、労使双方とも誠意をもって労使関係の改善に努めること。
- 5 三役に対する懲戒処分の取消について

(1) 昭和48年11月27日銀行は、三役に対する懲戒処分の取消をするとともに、その旨を三役、労組および当委員会に同日付文書で通知した。この労組あて文書において、銀行は、「中央労働委員会の和解斡旋および秋田地方労働委員会による公式あるいは非公式による当行の労使関係の正常化に対するご尽力に応えるとともに、当事者の今後の努力の道標の出発点とすべく」三役の懲戒処分を取り消したとし、また、「併せ、今後の正常な労使関係の確立のためにも4月21日付「銀行よりの抗議書」にもとるような行為のないよう良識ある行動を期待することを申し添える」としている。

(2) これに対し労組は、12月5日銀行に「去る11月27日銀行は組合三役に

に対する懲戒処分の取消通知を出したが、取消さざるをえないのは当然であるとしても、その手続、内容等はきわめて不当なものであり、特にこれまでの和解経過をぶちこわした一方的行為であってきわめて信義に反したものである」として、銀行の4月21日付抗議書の撤回、11月27日付三役および労組あての懲戒処分取消文書の訂正その他三役の懲戒処分に関する数項目の措置を求める申入書を出した。

(3) 12月21日銀行は、A1およびA2に対し、懲戒処分の取消に伴なう給与の減額分を支払った。

なお、A3は当時専従休職中であり、給与は支払われていなかった。以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断および法律上の根拠

1 三役に対する懲戒処分について

労組は、三役に対する懲戒処分の対象となった昭和48年4月17日の抗議行動は、機関決定に基づく正当な組合活動であって、銀行の業務を妨害した事実はなく、懲戒処分は労組の弱体化を狙った不当労働行為であると主張し、これに対して銀行は、同日の労組の抗議行動は、団体交渉のルールおよび面接のルールを無視して事前の通告もなく突如重役室に闖入し、再三にわたる退去命令を聞き入れず、B1専務の業務を妨害したものであつて、就業規則の定めるところに従つてなした懲戒処分は、正当であると主張するので、以下判断する。

(1) 労働組合の正当な行為については、労働組合法第7条により、労働組合の正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱いをしてはならないことになっているが、何が正当な行為であるかについては、一般にその目的と手段・方法の両面について考察すべきこととされている。

そこで、先づ4月17日の労組の抗議行動の目的について見るに、それは団体交渉遅延に対する抗議と団体交渉の早期開催の要求であることは、

前記認定のとおりである。団体交渉権は、憲法および労働組合法の保障する労働者の基本的な権利であることは言うまでもないことであり、それが使用者の責に帰すべき事由により損なわれている場合に、使用者にその回復を求める行動をすることは、労働組合の正当な行為として許されるのは明らかである。これを本件申立について見れば、3月13日に春闘要求書を提出してから4月17日の抗議行動に至るまでの約1カ月余の間、労組は、7回にわたって団体交渉開催の要求をしたが、団体交渉は開かれなかったことおよび団体交渉が開かれなかった原因は労組が重役の出席を要求し、銀行がこれを拒否したことにあること前記認定のとおりである。しかし、銀行は、昭和43年以降同47年頃までは労組との団体交渉に重役を出席させていたこと、団体交渉の議題が春闘諸要求という重要議題であることおよび従組との団体交渉には重役を出席させていることを合わせ考えれば、労組が重役の団体交渉出席を要求することは、充分な理由があると言える。この点、銀行は、重役の団体交渉出席については、重役の日程調整が難しいため、それと議題の重要性との関連で判断しており、従組との団体交渉についても重役が當時出席している訳ではないと主張する。しかし、春闘諸要求は重要な議題であり、また1カ月余の期間中に重役の日程を調整することは通常できる筈であつて、それを困難とする事情が特にあったとは認められない本件においては、労組の団体交渉に関する銀行の態度は、著しく公平と誠意に欠けていると考えられる。

以上のとおり、団体交渉が開かれなかった原因是、銀行が理由もなく重役の出席をかたくなに拒否したことにあると認められ、労組の4月17日の抗議行動の目的は、正当である。

- (2) 次に労組の4月17日の抗議行動が、その手段・方法において、正当であるかについて判断する。

たしかに労組組合員多数が事前の通告もなしに、B 1 専務に面会して抗議行動をすることはいささか穩当を欠いていると見られないこともない。

しかし、春闘諸要求という重要課題と A 4 の業務上傷病という緊急課題を抱えて団体交渉が全く行なわれていない一方、従組とは、早くも 3 月 20 日に B 4 取締役が出席して団体交渉が行なわれ、以来 4 回にわたって順調に団体交渉が進められている事態に対して、労組は不安と焦燥の念に駆られていたであろうことは、容易に推察することができる。

しかも前記認定のとおり、重役の団体交渉出席については、労使双方の窓口である A 3 と B 2 課長が数回話し合っているにもかかわらず、全く進展がなかったことや 4 月 16 日の申入書において、銀行は、あくまで団体交渉メンバーを B 3 部長と B 2 課長とする旨の意思表明をしていることを考えるならば、労組としては、もはや通常のルールをもってしては事態の解決を図ることができないと判断したのは自然であり、従つて 4 月 17 日に労務に関する実質的権限を有する B 1 専務に直接面会して抗議行動したとしても、それは止むを得ない方法であったと言わなければならぬ。

当日の労組の抗議行動は、前記認定のとおり威圧的な態度を示すとか粗暴な言動を吐くとか或いは暴力を振るうということもなく、全体として労組執行部によって統制された平穏な行動であったと認められる。

また B 1 専務は、当時重役室の自席にいたが、来客もいなかつたこと、交渉の結果 A 1 と B 5 常務が 1 対 1 で話し合うことになったこと、その他の者は 20 分足らずで全員退去したことは前記認定のとおりである。

従つて、当日の労組の抗議行動はその手段・方法においても正当な組合活動の範囲を逸脱したとは言い得ない。

(3) 以上要するに、4 月 17 日の労組の抗議行動は、労働組合の正当な活動

の範囲にとどまる行為であって、銀行の三役に対する懲戒処分は理由がない。

労組および銀行間の労使関係は、秋地労委昭和48年（不）第7号事件においても見られるように極めて険悪であり、銀行は三役の組合活動を嫌悪していたことおよび三役を懲戒処分することによって労組を弱体化しようとする意図を持っていたことは容易に推認できるところである。

従って、銀行の三役に対する懲戒処分は、労働組合法第7条第1号および第3号に該当する不当労働行為である。

2 三役に対する懲戒処分の取消について

銀行は、昭和48年11月27日付で行なった三役に対する懲戒処分の取消によりすべてが原状に回復した現在、本件申立は却下されるべきであると主張するので、以下判断する。

なるほど、前記認定のとおり三役に対する減俸の懲戒処分は取り消され、それに伴う減額分も既に返済されているので、この点については現状に回復していると言うことができる。しかし、銀行は、自らの非を認めて懲戒処分を取り消したものではなく、かつその非を労組に謝してもいないのであるから、前記認定のとおり、不当労働行為の事実がある以上は、銀行がその非について陳謝し、また将来も同様の事態に対して処分しない旨の誓約を求める救済利益は、なお存在しているのであり、銀行の主張は失当である。

3 救済の措置について

なお、申立人は、三役に対する懲戒処分の取消ならびに陳謝文の手交および掲示を求めているが、前者については既に取り消され、かつ減俸による給与の減額分も返済されているので、これを棄却し、後者については今後の労使関係の正常化を考慮し、主文のように命令することを適切と判断する。

4 法律上の根拠

以上の事実認定および判断に基づき、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和50年1月10日

秋田県地方労働委員会

会長 伊藤彦造